

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 安城市立城ヶ入こども園	種別： 幼保連携型認定こども園	
代表者氏名： 築山 佳子	定員（利用人数）： 64名（51名）	
所在地： 愛知県安城市城ヶ入町丸根3番地		
TEL： 0566－92－0046		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：昭和27年 3月15日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 安城市		
職員数	常勤職員： 7名	非常勤職員： 2名
専門職員	（園長） 1名	（主任） 1名
	（保育教諭） 5名	（用務員） 1名
	（施設補助員） 1名	
施設・設備の概要	（居室数） 3室	（設備等） 遊戯室・給食室・事務室

③理念・基本方針

★理念

入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行います。

★基本方針

- ・家庭との緊密な連携の下に環境を通して養護と教育を一体的に行います。
- ・乳幼児が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにします。
- ・乳幼児一人一人の特性に応じ、発達課題に即した指導を行うようにします。
- ・乳幼児の主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい遊びや生活ができるように総合的な保育を行うようにします。
- ・一人一人の保護者の状況やその意向を理解し、親子関係や家庭生活等に配慮しながら援助をします。

④施設・事業所の特徴的な取組

1. 異年齢交流を取り入れた保育
「遊びや生活の中で人とのつながりを広げ、やさしい気持ちをもつ」
小規模園であることを利点に、異年齢交流を盛んに取り入れ、かかわりの中でやさしい気持ちができるようにしている。
未就園児家庭支援として園開放を行い、遊びの場の提供や園児との触れ合いをしている。
2. 地域とのつながりを取り入れた保育
「いろいろな世代の人との触れ合いを通して、人とかかわる力を育てる」
町内会が隣接していることもあり、老人クラブ誕生日会、各種お祭り、フェスティバルへの参加を通し、地域との交流を深めている。また、中学生の職場体験や高校生のお仕事体験等の受け入れを積極的に行うことで、様々な世代との交流の場となるよう努めている。
3. 栽培や収穫体験を取り入れた保育
「栽培の体験により、発見や感動する機会をつくり、栽培物に興味をもつ」
食育推進活動として栽培計画を作成し、育てる・観察する・発見する・収穫する・味わってみるを体験することで様々な感動に結びつけるようにしている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 6 年 6 月 7 日（契約日） ～ 令和 7 年 3 月 26 日（評価確定日） 【 令和 6 年 12 月 18 日（訪問調査日） 】
受審回数 （前回の受審時期）	1 回 （平成 29 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆「保育の質の向上」に向けた取組み

教育・研修の実施により新しい知識や技術を養っている。自己チェックや園内研究の実施、園内外での公開保育の実施・参加による自身の保育の振り返りにより経験や実績を重ねることで、職員一人ひとりの「保育の質の向上」を図っている。

◆自己評価の真摯な姿勢

ほとんどの評価項目において、真摯に対応できている。保護者アンケートでの意見も良好で、園に対して信頼をしている様子がうかがえる。また、マニュアルも整備され、学びあいも行っているが、自己評価は辛口の評価であった。できてはいるが、「もっとこうしたらより良い保育になるのではないか」という、職員の真面目なプロ意識を感じた。

◇改善を求められる点

◆ボランティアの受入れ

ボランティア受入れは保育補助や子どもの豊かな感性を育むもののほか、畑などの管理でも園に取っては有益となる。「子どもの安全」が最優先であるが、地域交流も含めて地域へボランティア参加を要請しても良いかと思われる。

◆職員間での情報共有

職員会が行われ、比較的長時間保育の人員動員が少なく、話合いの時間や学びあいの時間がとりやすい園である。口頭で情報を理解しあえる様子であるが、日常の些細な保護者の意見や今後につながる事象を、職員で共有できていない部分がある。丁寧な保育を行い、話合いを行っているが、さらなる高みを目指し、今回の自己評価で足りなかったと思われる部分において、話合いを深めていただきたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審したことで、施設長としてこども園の運営や地域との関わり、社会のニーズに合わせ見通した保育を行うことなど、更に深めよりよいこども園となるよう努力したいと思う。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
Ⅰ-1-（１） 理念、基本方針が確立・周知されている。			
Ⅰ-1-（１）-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保 1	① a ・ b ・ c
<コメント> 市統一の保育理念・基本方針を基に、毎年、職員とも話し合っ年度単位の「重点目標」を策定している。今年度は、「異年齢交流を取り入れた保育」、「地域との繋がりを取り入れた保育」、「栽培や収穫体験を取り入れた保育」と3項目の重点目標を策定した。一人ひとりの子どもが自ら考え、自主的に活動できる保育実践に取り組んでいる。			

Ⅰ-2 経営状況の把握

			第三者評価結果
Ⅰ-2-（１） 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅰ-2-（１）-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	① a ・ b ・ c
<コメント> 毎月開催される市の園長会や施設長会、公立・私立園を含めたエリアブロックでの会合などを利用し、他園園長と情報交換をしている。園開放や園見学の利用者情報などを市に報告し、園運営に反映させている。園周辺は農村地帯で世帯数は若干の増加傾向にあるが、利用者人数は定員の8割程度に留まっている。教育・保育を一体的に行うことで、地域の子育て・保護者支援に取り組んでいる。			
Ⅰ-2-（１）-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	② a ・ b ・ c
<コメント> 園の老朽化に関しては、昨年度、中規模修繕が行われ、一部の遊具や施設は次年度以降に撤去予定となっている。ワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方や人員配置など、人的資源に関しては、職員の理解・協力も得て各種対応が取られている。認識している課題は、中・長期計画の【重点課題】にも記載し、園長の異動に際しても引継ぎできるよう工夫している。			

Ⅰ-3 事業計画の策定

			第三者評価結果
Ⅰ-3-（１） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
Ⅰ-3-（１）-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	① a ・ b ・ c
<コメント> 「安城市公立園アクションプラン」に基づき、園の課題・重点課題を「子どもの育ちを保障する」と捉え、5年間の中・長期計画を策定している。中・長期計画は、課題・重点課題を達成する為に何が必要かを明確にし、各年度毎で実施する目標を予め設定しており、さらに活動計画を検討して実施する手順となっている。園長は着任2年目であり、前園長より中・長期計画を引き継いでいる。			
Ⅰ-3-（１）-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	② a ・ b ・ c
<コメント> 中・長期計画の中で、各年度に実施する活動が計画されている。年度内の事業内容に関しては、カテゴリー別に活動項目を分類している。実施する目的や実施内容、実施する項目によっては、実施評価ができるように評価基準としての回数などの数値目標も設定されている。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① a ・ b ・ c
<コメント> 事業計画の運用は職員の理解・協力が必須となるため、事業計画の策定に際しては職員の意見も集約し、実施可能な計画として策定している。運用に際しては職員会議などを利用し、適宜、活動状況を確認し、必要に応じて改善活動を検討・実施している。年度末には職員とともに活動評価を行い、次年度の計画策定に反映させる手順が取られている。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ② b ・ c
<コメント> 事業計画の主要な活動については、入園説明会や「園のしおり」、「園だより」などの配信や写真の掲示、ホームページを利用した広報などにより、保護者や園に関連する関係者に周知している。事業計画自体は、保護者の関心が薄い傾向にある。子どもの発達に合わせて説明するなど、保護者の興味や関心を高め、園への理解を深めてもらう工夫を期待したい。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① a ・ b ・ c
<コメント> 「保育の質の向上」には、「子どもを見る目を育てる」ことが大切な要素と園長は認識している。職員に対する教育・研修の実施により、新しい知識や技術を養っている。自己チェックや園内研究の実施、園内外での公開保育の実施・参加により、自身の保育の振り返りによる経験や実績を重ねることで、職員一人ひとりの「保育の質の向上」を図っている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ② b ・ c
<コメント> 月週案での自己チェックや、年3回の「人権擁護のためのセルフチェック」を行っている。「人権擁護のためのセルフチェック」については、園長が全職員の集計・分析はしているが、園全体での傾向分析までには至っていない。今回の第三者評価における自己評価や評価結果も含め、園の傾向分析を行い、必要に応じて改善活動を事業計画にも反映させ、計画的な改善活動に繋げることが望まれる。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a ・ ⑥ ・ c	
＜コメント＞ 毎年、各職員の役割・責任について「職務明細」を作成し、年度初めの職員会議で周知している。防犯訓練や避難訓練などは園長不在でも実施し、権限委任も含め、園長不在による支障が発生しないよう取り組んでいる。権限委任は「消防計画」など緊急時の対応となっているが、平時でも園長不在は想定されるため「暗黙のルール」とせず、「職務明細」に明記しておくことが望ましい。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	④ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 園運営に関する法令・ガイドラインは各条文がファイリングされ、改定時には差控えし、職員も必要に応じて閲覧できるようになっている。主要な法令・ガイドラインの改定に際しては、園長会などを通じて市から通知を受け、必要に応じて職員にも周知している。園内で利用するマニュアルや手順書は、法令・ガイドラインの改定も含め、園長会で見直し・改定されている。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a ・ ⑥ ・ c	
＜コメント＞ 日々の保育実践や、月週案の作成に際しての確認や助言・アドバイス、園内研究や園内外での研修や公開保育の実施・参加により、職員一人ひとりの知識や技術の向上を図っている。子どもが主体的に活動できるよう、保育環境の整備に取り組んでいる。園内研修や公開保育に際しては、動画などのツールも活用し、職員自らが気付きを得られるような工夫が望まれる。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	④ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 登降園管理や情報配信、各種記録作成などのICT化が進み、保護者の煩わしさの解消や職員の業務負担軽減に繋がっている。今年度から、欠席確認もシステム化され、確認業務の負担軽減が図られるなど、導入効果を検証しながらシステム化が進められている。園内では、作業ノートを活用して依頼事項を記入することで、職員間での協力体制が機能し、業務の実効性を高めている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果			
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	④ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 毎秋、次年度の就業意向を調査して市に報告し、必要に応じて市が人材を確保している。市では、ジョブリターン制度を活用し、潜在保育士の掘り起こしを図っている。園内では、コミュニケーションを良好に保ち、早期に異変をキャッチして対応することで離職を予防している。産休・育児休業の利用については、最新情報の提供や事前面談などを活用し、職場復帰しやすい環境を整えている。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	④ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 市の研修計画に「目指す職員像」が明示され、階層別研修が計画されている。会計年度任用職員を含め、「面談シート」による面談や「自己アピール申告票・意向調査票」なども利用して就業意向の聞き取りも行われている。園では、保有資格の管理や教育・研修の受講履歴も管理している。年度開始に際してのクラス担任の配置は、本人の意向も確認しながら、主任とも相談の上で決定している。			

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ 勤怠管理もシステム化され、園長は常に職員の就業状況を確認することができる。フリー保育士やパート職員の協力も得て、業務負荷の偏りを平準化し、時間外労働も減らしている。ワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方ができる環境整備に努めている。園長・主任は、常に職員の表情や顔色、仕草、行動などに目を配り、日々楽しく保育できるよう職員の心身の健康維持に取り組んでいる。			
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ 職員は「目標シート」や「目標チャレンジシート」を利用し、毎年、年度目標を設定している。年度初め・中間・年度末に面談を実施し、設定する目標や活動の達成度、活動における課題の確認などを行い、職員個々が目標達成できるよう必要に応じて助言・アドバイスを行っている。新任職員は、メンター制度を利用して、個別に先輩からのキャリア形成支援を受けることができる。			
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ 市の保育者研修計画に「目指す職員像」が明示されており、階層別研修のほか専門的な知識・技術の習得研修やリスクマネジメントなどの多彩なカリキュラムが実施されている。研修受講後に作成する「研修報告書」にはアクションプランも明記し、研修受講の効果を確認するとともに、受講アンケートからカリキュラムや研修内容の評価・見直しも行われている。			
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ 集合研修の際には、職員の協力も得てシフト調整し、教育・研修の機会を確保している。カリキュラムによっては、オンラインやアーカイブ配信も実施され、研修に参加できる機会は増えている。研修に参加しない職員に対しては、伝聞研修の実施や研修資料の回覧など、園内の共有知識としている。園内外での公開保育の実施や参加に加え、園内研修などの計画的な教育・研修が行われている。			
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ 「実習生受入れマニュアル」を整備し、市を窓口の実習生の受入れを行っている。しかし、本年度の受入れはなかった。実習生受入れの意義（目的）は、「保育人材の育成」のほか、実習担当職員の育成（保育の振返り）や人材確保の面もある。受け入れる園側の対応が変わることも想定されるため、園での事前の確認・実施事項なども含めマニュアルの見直しをしておくことが望まれる。			

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	① ・ b ・ c	
<コメント> ホームページや「園のしおり」などを利用して保育理念や基本方針、保育内容などを公開している。保護者や近隣住民を含め、近年、苦情は発生していないが、園に「ご意見BOX」を設置している。苦情・相談の体制を整備し、「重要事項説明書」で周知するとともにホームページでも公表している。送迎時の車の駐車などの地域からの意見にも耳を傾け、保護者の協力も得て改善が図られている。			
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① ・ b ・ c	
<コメント> 市で定められた事務取扱いのルールに従い、適正な事務が執り行われている。園で取り扱う現金は、預かり保育の利用料とおやつ代、スモッグなどの用品の預り金のみに限られ、園長が主管して適切に管理されている。年1回の県の監査でも指摘事項はない。保育業務においては、指導保育士が必要に応じて巡回・確認している。			

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	③ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 今年度の重点目標に、「地域とのつながりを取り入れた保育」を掲げている。老人クラブの誕生日会や地域行事のお祭りやフェスティバルへの参加を通して、子どもと地域との交流を深めている。園開放による未就園児親子や職場体験等の中・高校生との交流も継続して行われている。保護者に対しては、地域の子育てに関する行事やイベントの開催情報を提供している。			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ③ ・ c	
＜コメント＞ 「ボランティア受入れマニュアル」に基づいて、中学生の職場体験や高校生の職業体験を受け入れている。図書館員による絵本の読み聞かせやわらべうたの会など、保育補助や子どもの豊かな感性を育む協力も得られている。今後の課題としては、畑の管理など、園としては有益な活用となると思われるので、地域交流も含めて地域住民の協力を得るための活動を行うことが望まれる。			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	③ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 園内に市が発行している「子育て情報誌」を設置し、園の関連機関も常時閲覧可能となっている。配慮の必要な子どもや発達の気になる子どもに関しては、「相談・依頼参考手順」に従い、市や子ども発達支援センターと連携して対応する体制が整えられている。ネグレクトや虐待が疑われる子どもに対しては、「子ども第一」を基本に、市や児童相談所と連携して対応し、記録を残している。			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	③ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 園長会では、福祉ニーズに関する情報交換がある。園開放に参加する保護者からの子育てに関する悩みや困り事を随時受け付け、適宜対応している。幼保小連携会議では、小学校見学・訪問により交流し、「小1の壁」への対応など、情報交換も行っている。卒園児やその保護者、町内会長、民生委員児童委員など多方面から情報収集し、地域の福祉ニーズの把握に努めている。			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	③ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 園開放を実施し、園見学や育児相談も随時受け入れている。町内会の行事などでは、園庭を提供している。設置しているAEDは周辺住民への貸与も可能であり、地域に貢献している。廃品工作や保護者会資源回収の協力など、環境保全にも取り組んでいる。災害時の避難所に指定されているため、町内会との協力体制も話し合わせ、園の公益的な事業・活動が図られている。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a . b . c	
＜コメント＞ 「人権擁護のためのセルフチェック」を使い、自己評価を行っている。その結果を主任が確認し、個別に弱いところや意識が低いと思われる項目について、話し合いの場を設けている。服装・色・遊び方はもちろん、発表会の役割も性差にとらわれず、子ども自身が好きな役を選べるように配慮している。			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a . b . c	
＜コメント＞ 「プライバシー保護規程」は、市の統一マニュアルとして作成されている。水遊びの時の着替えや、おむつ替えの必要な子どものおむつの着脱の場を決め、周囲からの視線を避ける配慮がある。また、遊戯室トイレでのおむつ替えでは、衝立を利用するなど、職員間で話し合っておりより良い方法を定めている。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a . b . c	
＜コメント＞ 市のホームページで園の紹介があり、園からの行事や保育の情報が写真と共に掲載されている。市・保育課にパンフレットを設置し、保育園に入園を希望する保護者が園を選ぶ際の情報となっている。園見学の希望者には個別に対応し、パンフレットや園内見学等で保育内容の説明をしている。			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a . b . c	
＜コメント＞ 保育の開始時には、「入園のしおり」を渡し、順を追って説明をしている。外国にルーツを持つ保護者など、日本語での説明で分からない場合には、翻訳アプリを利用したり、通訳が常駐している近隣の園の助けを借りることもある。「入園のしおり」は、絵や図を使って分かりやすく作成され、卒園まで持っているようにとの文言も入っている。園生活で困ったときに確認できるようになっている。			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a . b . c	
＜コメント＞ 保育所変更の申し送り手順・文書の定めは確認できた。発達に心配のある子どもの保護者へは、市の子ども発達支援センター「あんステップ」の紹介をしている。「あんステップ」からの移行児もあり、その際の情報提供は保護者の同意の下に行われている。年長児の就学に向けての相談も行ない、発達に心配のある子どもに関しても、「あんステップ」との連携の下、保護者の就学への不安を軽減させている。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a . b . c	
＜コメント＞ 懇談会や保育参観、日々のコミュニケーションなどで、保護者の意見を聞くよう努めている。そのため、今年度は、12月までの苦情件数は0件である。アンケートで保護者の思いや要望を聞き、子どもの満足度も図っているが、日々の保護者の意見に対する対応・対処の周知は十分であるとは言いがたい。日々の些細な意見も、記録簿等に残していくことで周知が図れる。			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a . b . c	
＜コメント＞ 苦情解決の仕組みは、市内の公立園共通で整備され、第三者委員も周知されている。市の共通マニュアルである、「苦情意見対応マニュアル」に沿って対応し、「苦情処理簿」も整備されている。今年度の苦情は12月現在で0件である。日々のコミュニケーションとアンケートなどで意見を言いやすい雰囲気を作り、苦情に発展させないという土壌を作り上げている。			

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<コメント> 保護者に向けての事業計画を年度初めに配付している。その中に、「誰でも相談できる」という趣旨で、相談者の選択の自由を謳っている。毎日の送迎の時間には、園長が門に立って挨拶をしている。その時に質問ができるため、園への心配はないというアンケートの回答があった。相談窓口の設置、意見箱の設置もあるが、直接話すことが多いため、意見箱としての利用はほぼない状態である。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ② ・ c
<コメント> 苦情解決の仕組みは、市内公立園共通の「意見苦情対応マニュアル」で確認ができる。苦情の取扱いについては、保護者へも入園時に知らせ、かつ園内に掲示もある。苦情は今年度、今のところ発生していないが、小さな相談や苦情に至らない程度の質問等についても記録や周知があると、職員への情報となり、会議で話し合うことでリスクを減らすことにつながる。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ b ・ c
<コメント> 「ヒヤリハット・事故報告書」に発生した事故の内容等が記載され、要因分析が行われている。再発防止の話し合いの結果も記載され、確認のために全職員へ回覧される。水遊び開始時のマニュアルの読ませ、アレルギー児の情報共有など、職員間での経験値に頼らない打合わせや話し合いも頻繁に行われている。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ b ・ c
<コメント> 「感染症対応マニュアル」が確認できた。インフルエンザなどの流行時には、クラスごとの発生人数を毎日、掲示板で知らせている。また、発生した感染症の特徴や予防などを掲示し、保護者へ分かりやすく情報提供している。公立園のため、マニュアルは園長会等で見直しが行われ、市全体で同じ目線に対応ができるようにしている。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ② ・ c
<コメント> 園が災害時の避難所に指定されており、町内の防災訓練には職員と町内に住む一部の子どもが参加し、防災意識が自然に身につく環境である。非常災害対策計画が作成され、備蓄食料もアレルギー対応のものを備え、非常災害時に他の事故（誤食、誤薬等）を起こさない配慮がある。帰宅困難児への対応について、職員間の協議ができていないという反省があった。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	① ・ b ・ c
<コメント> 「安城市のガイドライン」に沿った保育を行うよう指導している。月週案の内容の記入例など、丁寧なマニュアルもあり、全員に配付されている。月案を毎月主任へ提出して話し合いがもたれる。月の終わりに、反省を記入しそれを主任が確認後に話し合いがもたれ、必要に応じて指導が行われている。丁寧な話し合いで、保育の標準的な実施方法の方向性が守られている。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ② ・ c
<コメント> マニュアルの見直しは、市の園長会のプロジェクトチームがあり、話し合いと検討が行われている。見直し変更後は、公立園全体に周知されている。しかし、その内容については、職員間の共有が十分とはいえない。会議への参加もしやすい環境にある園であるため、職員への周知方法を検討されたい。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	① ・ b ・ c
<コメント> 「保育の全体的な計画」に基づき、月週案、個別指導計画、障害のある子どもの個別の計画も作成されている。市統一の記入方法のマニュアルがあり、標準的な保育を実施できるよう、実施や評価、見直しのプロセスが定まっている。担任が作成したのち、主任、園長が確認をしている。月末に、担任が反省を記入したのち、再度確認と必要に応じて次月に向けた話し合いが行われる。			
	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ② ・ c
<コメント> 指導計画作成にあたっては、「月案会」を行っている。指導計画の内容は、市の園長会のプロジェクトチームで決定し、決められた様式で行っている。市での標準的な実施の方法が丁寧にマニュアル化され、記載の内容も分かりやすく例文化されているが、変更の内容の職員間での共有が十分な状態ではない。変更事項の周知の方法を検討されたい。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	③ ・ b ・ c
<コメント> 市の統一した書式で指導計画、個別指導計画が作成され、書き方のマニュアルに基づいて記録されている。個別の配慮が必要な子どもの指導計画も作成され、園独自では、幼児組の個別の記録も、月週案と共に提出されている。子ども一人ひとりをよく観察しようという試みであるが、少人数の園ならではの行き届いた配慮であり、子ども理解につながる記録となっている。			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	④ ・ b ・ c
<コメント> 記録の管理体制は定められており、保管・保存・廃棄・情報の提供等を定めた規程が確認できた。個人情報保護のマニュアルの読合わせを年度当初に行い、職員は書類管理や保育指導の中で順守している。また、保護者へは、個人情報保護について説明をし、その後、園での個人情報保護に関する規定の同意書記入を依頼している。			

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-（1） 保育の全体的な計画の作成			
	A-1-（1）-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	① ・ b ・ c
<コメント> 園の「全体的な計画」は、市の保育理念に基づいて作成され、「全体的な計画」に基づいて、年間指導計画、月週案、個別の指導計画を立て、保育の実施にあたっている。年間計画、月週案は、子どもの姿を丁寧に観察し、一人ひとりに寄り添った保育ができるよう、計画を立て、反省をしたことを次の計画に反映させている。			
A-1-（2） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
	A-1-（2）-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ ② ・ c
<コメント> 家庭的な雰囲気の中で、子ども一人ひとりのペースに合わせて生活ができるような環境を目指している。安全点検を週初めに行っている。子どもの登園前の遊具の確認や、危険場所の把握、清潔に関して等、丁寧な配慮がある。室内の温度や換気にも気を付けているが、室内の湿度については、適切な状況に保つ方法を模索中である。			
	A-1-（2）-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	③ ・ b ・ c
<コメント> 幼児のみの少人数の園であるため、個別の記録を作成しており、職員の「子どもへのまなざしがすべての子どもに行き渡るように」という、園長、主任の思いが感じられる。加配の必要な子ども以外でも、丁寧に観察していくことで、保護者の信頼も得られ、安心して預けているという評価は高い。			
	A-1-（2）-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	④ ・ b ・ c
<コメント> 基本的な生活習慣を身につけるため、写真や図を使って表示し、目で見て確認できるような配慮をしている。できたことを一緒に喜び、褒めながら少しずつ身につくように保育をしている。すぐには身につかないことも、職員の共通理解として話しておき、指導者が焦らないための声掛けで、子どもが「やろうとする気持ち」を育てることを心がけている。			
	A-1-（2）-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	⑤ ・ b ・ c
<コメント> 園内研修の今年度のテーマは「苦手が楽しいに変わる」である。遊びの中で、子どもが興味や関心を持つための関わりや環境設定を研究している。その成果を写真に撮って資料としている。それを基に職員間で話し合い、保育の内容の検討や次の環境設定を皆で考えている。異年齢保育を行い、いろいろな行事で、異年齢のペアと関わって過ごせる機会を作っている。			
	A-1-（2）-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当			
	A-1-（2）-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当			

	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ ② ・ ③
<コメント> 個人差を考慮し、園での生活が安心して過ごせるように心を配りながら、強制なく基本的な生活習慣を身につけていけるよう働きかけている。食事子どもが自分で量を選び、決定を自ら行うことができる。その積み重ねで自己肯定感も育つ。子どもの遊びたい気持ちを大切にしながら、休息の場も作り、体調や気持ちが落ち着く場を作るように配慮している。			
	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ ② ・ ③
<コメント> 障害のある子どもの個別支援計画を作成し、加配保育士と担任で子どもの困り感が減るような援助を心がけている。療育支援事業所へ通っている子どももあり、入園時に情報を交換したり相談したりすることができる。市の子ども発達支援センター「あんステップ」との連携もあり、発達に課題のある子どもの相談なども丁寧に保護者に知らせ、子育ての不安を軽くする配慮もある。			
	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	① ・ ② ・ ③
<コメント> 長時間の保育室が用意され、昼間と違う遊びがあったり、違う顔ぶれの子どもと過ごすことが出来たりする。環境の変化が苦手な子どもがいるときは、部屋を変えたり、人数に応じてクラス数を増やしたりする配慮がある。			
	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ ② ・ ③
<コメント> 年長児は、就学に向けてアプローチカリキュラムに沿った活動を行っている。保育内容に加え、就学へのハードルを下げる工夫がある。就学前に小学校の教師と情報交換したり、年長の公開保育を小学校の教師が見に来るという取組みを行っている。小学校の教師が園の生活を知ること、入学時の子どもの気持ちや今までの生活を知ることができ、円滑な就学につながっている。			
A-1-(3) 健康管理			
	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① ・ ② ・ ③
<コメント> 「健康管理マニュアル」に従い、年間保健指導計画を立案している。歯科健診、内科健診も規定通り行われ、健康の記録に記載されている。感染症が発生した場合は、保護者へ情報を知らせている。「園だより」で、季節によって流行りそうな病気や予防法を知らせ、家庭への啓蒙を行っている。			
	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ ② ・ ③
<コメント> 定期的に歯科健診、内科健診を行い、園医より指摘を受けた子どもについては、紙面や口頭で個別に知らせている。毎日の送迎時に、保護者との会話の中で、健康状態について知らせあうこともある。デンタルケア教室を行い、親子で歯の磨き方やうがいの仕方を保健師から学ぶ機会を設けている。			
	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ ② ・ ③
<コメント> 毎年、「アレルギー生活管理指導表」を更新し、適切な給食の提供を行っている。前月の月末までに担任と保護者がアレルギーチェックを行い、その後に園長と主任が再度確認を行っている。園でも複数の職員で確認し、数名でチェックした上で提供している。「アレルギー対応マニュアル」は、年度初めに職員で読合わせを行い、事故が無いよう努めている。			
A-1-(4) 食育、食の安全			
	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ ② ・ ③
<コメント> 食育計画に基づいて、子どもが食事を楽しめるような計画を立てている。給食は、給食センターから送られてくるが、収穫野菜を使った夏野菜のピザパーティなど、クッキング体験も行っている。保育参観で給食を食べている時間を設定し、食べ具合や食べている雰囲気や保護者が確認する場を作っている。			

	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<コメント> 給食は、給食センターで調理されたものが届く。市の管理栄養士が献立を工夫し、地域の食文化を取り入れたものを提供している。提供時は、楽しい雰囲気、それぞれの食べられる量を把握して配膳している。アレルギー児へも、除去食や代替食で対応し、複数名の職員がチェックを行い、誤食が無いよう注意を払っている。			

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> 「園だより」が毎月発行されている。その中に、「今月の保育のねらい」を必ず入れている。保育参観、懇談会も行われ、家庭との連携を図っている。保護者からの情報等、職員が知っておくべきことは、職員会や朝の打合わせ時に伝えられている。懇談会の「記録簿」、「苦情記録簿」があり、後日に記録を見て確認をすることができる。			
A-2-(2) 保護者の支援			
	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<コメント> 個別懇談会を行い、保護者と対面して子どもの成長や園への要望を聞き取っている。聞いた内容は記録され、情報が会議で共有されている。園の保育相談以外にも、発達に心配のある子どもの相談ができる児童発達支援センター「あんステップ」を紹介し、早期に療育支援が受けられる体制が整っている。			
	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ② ・ c
<コメント> 日々の視診を行い、子どもの様子や保護者の様子を確認している。気になることがあった場合には、園長・主任へ報告し、必要に応じて関係機関へつなげていくというフローチャートも確認できた。マニュアルの読合わせや勉強会の機会は十分ではない。子どもの生命にも関わることであり、今後、研修等の実施が望まれる。			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	① ・ b ・ c
<コメント> 月週案や、「自己チェック表」で毎月の振り返りを行っている。年度ごとにも反省・評価を行い、より良い保育を目指して話し合いを行っている。自己の課題を明確にして、さらに専門性の向上を目指している。前向きな職員の意見が多く、自己研鑽を惜しまない意識の高さを感じる。			